

「週休2日工事」試行実施要領
【一般土木・上水道・農業土木・森林整備保全事業】

令和8年4月1日

(趣 旨)

第1 この要領は、新富町が発注する建設現場における「週休2日」の確保に向けた課題を把握するとともに、就労環境改善に向けた意識の醸成を図るために試行する「週休2日工事」の実施手続、その他必要な事項について定めるものとする。なお、「週休2日工事」試行実施要領【営繕事業】は別途定める。

(用 語)

第2 この要領において、週休2日の定義は下記のとおりとする。

(1) 週休2日対象期間において、1週間のうち土・日曜日の休日取得を目標に、4週8休以上の休日を確保し、休日は現場閉所とすることをいう。

ア 通期の週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。

ア 夏季休暇3日間及び年末年始6日間

イ 工場製作のみを実施している期間

ウ 工事の全部を一時中止している期間

エ 発注者による緊急・応急的な指示により現場作業を余儀なくされる期間

(3) 工事着手日

実際の工事のための準備工事（調査、測量、現場事務所等の設置等の現地での準備作業）を開始した日をいう。

(4) 4週8休

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(5) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(6) 発注者指定型

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式をいう。

(7) 受注者希望型

受注者が、工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式をいう。

(試行の対象)

- 第3 週休2日工事の試行対象は、新富町が発注する建設工事（営繕工事は除く。）とし、発注者指定型による発注を原則とするが、社会的な要請や現場条件の制約等からこれにより難しい場合は、受注者希望型で発注することができる。ただし、緊急工事、年間維持工事など、週休2日を確保することが困難な工事は週休2日工事の対象外とすることができる。
- 2 週休2日工事は、入札公告（指名通知）等及び特記仕様書等において、週休2日工事の対象である旨を記載するものとする。

入札公告（指名通知）等 例

- その他の事項
本工事は、週休2日工事の試行対象工事（発注者指定型）（受注者希望型）である。

特記仕様書記載例（第1章第〇条に記載するものとする）

第〇条 休日の確保
本工事は、週休2日工事の対象工事（発注者指定）（受注者希望型）である。
実施にあたっては、『「週休2日工事」試行実施要領』に基づき行う。
試行実施要領は、新富町ホームページから入手できる。

(実施手続)

- 第4 発注者指定型においては、次の各項の規定を適用し、受注者希望型においては、受注者は工事着手前に週休2日工事の実施について発注者と協議するほか、週休2日工事の実施を希望する場合は、次の各項の規定を適用する。なお、受注者は、週休2日工事の実施を希望しない場合は、その理由を明らかにし発注者に通知するものとし、次の各項の規定は適用しない。
- (1) 受注者は、施工計画書に週休2日を前提とした計画工程表等を添付し、発注者に提出するものとする。また、計画工程表等には週休2日の対象期間及び現場閉所日を明記し、監督員の確認を受けるものとする。なお、計画工程表等を変更する場合も同様とする。
- (2) 受注者は、現場閉所日を変更するときは、事前に発注者と協議するものとする。なお、降雨、降雪等により予定外の現場閉所を行うときは、その旨を監督員に連絡するものとする。
- (3) 受注者は、工事履行報告書に当該月の現場閉所実績（現場閉所日及び日数）を記載した実施工程表等を添付して、発注者に提出するものとする。
- (4) 受注者は、週休2日工事に取り組む旨を工事看板等に明示するものとする。
- (5) 受注者は、週休2日工事の取組結果について、工事打合簿に現場閉所実績が記載された実施工程表等を添付して、発注者に報告するものとする。

(工事費の積算及び変更方法)

第5 積算方法については、宮崎県が定める「週休2日工事実施要領（宮崎県県土整備部制定）」及び「週休2日工試行要領（宮崎県農政水産部・宮崎県環境森林部制定）」を準用する。発注時は4週8休達成を前提とした積算を行い、達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更を行うものとする。

(留意事項)

第6 週休2日工事の実施にあたっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 受注者が現場閉所日と定めた日において、以下の項目に掲げる作業が発生した場合は、現場閉所日として扱うものとする。
 - ア 災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合
 - イ 異常気象時における安全パトロールの実施や、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合
 - ウ 降雨、降雪等による予定外現場閉所日
 - エ 現場見学会等、現場を公開する場合
 - オ アからエまでに掲げる場合以外における取扱いについては、受注者・発注者間の協議により決定するものとする
- (2) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、資料作成を含め現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わないこととする。
- (3) 受注者が週休2日に取り組む場合、各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1か月ごと4週8休以上の現場閉所が達成できるように努めるものとする。

附 則

この試行要領は令和8年4月1日から施行し、令和8年4月1日以降に予算執行伺の決裁を受ける工事に適用する。